

京都市地域コミュニティ活性化推進計画の骨子（イメージ）〈事務局素案〉

第1章 はじめに

1 計画策定の背景

（地域コミュニティ活性化推進条例の制定に至った背景等）

2 計画期間

平成 24 年度から平成 32 年度まで

（京都市基本計画「はばたけ未来へ！京（みやこ）プラン」の計画期間（平成 23～32 年度）に合わせる。）

第2章 計画の基本となる考え方

1 地域住民が主役のコミュニティ

（地域コミュニティの主役は地域住民，京都市は側面から支援）

2 自治・自律のコミュニティ

（概ね小学校区を単位とする学区自治連合会等を，地域自治を担う住民組織として尊重し，地域コミュニティの活性化の推進に共に取り組む。）

3 安心して快適に暮らせるコミュニティ

（災害時，高齢者や子どもの見守り等）

4 さまざまな主体が連携し，活躍するコミュニティ

（地域活動に関わる N P O 等の市民活動団体や大学，研究機関，本市が相互に連携）

5 未来の担い手を育てるコミュニティ

（幼稚園，保育所，小学校，中学校等における学校教育との連携）

第3章 推進施策

1 地域活動への参加の促進

[具体策]

- ・ 自治会・町内会等の情報発信の支援
- ・ 地域コミュニティの大切さを共有するためのリーフレットの作成・発行
- ・ 地域コミュニティの活性化に有効な先行事例を共有するためのシンポジウムの開催
- ・ 地域コミュニティの活性化に功績があった事業者への顕彰制度の創設
- ・ 町内会・自治会に関するデータベースの作成

など

2 住民組織活性化の支援

[具体策]

- ・ 地域コミュニティサポートセンターの設置
- ・ 地域コミュニティ活性化支援制度の創設
- ・ まちづくりに関する専門家の派遣
- ・ 地域活動や市民活動団体の担い手の育成

など

3 地域におけるさまざまな居場所や活動の場づくり

[具体策]

- ・ 市民活動総合センター，いきいき市民活動センターの利用の促進
- ・ 既存の市有施設を活用した活動の場づくり
- ・ 民間施設の活動の場としての提供の呼び掛け

など

4 市民活動団体や大学等との連携の促進

[具体策]

- ・ 市民活動総合センターによる自治会・町内会等とNPO法人等のマッチングの支援
- ・ 学まちコラボ事業の推進
- ・ 輝く学生応援プロジェクトの推進
- ・ NPO法人に関する情報を発信するポータルサイトの構築・運用

など

第4章 関連施策

(第3章に掲げる推進施策のほか，地域コミュニティの活性化に関連する施策の推進)

第5章 計画の推進体制

(審議会による進捗管理，助言，3年間を目処とする計画の点検等)